

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正案の新旧対照表

○平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正案	現行
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)
目次 (略)	目次 (略)
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 総論	第3 総論
第3-1・第3-2 (略)	第3-1・第3-2 (略)
第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) (略)	第3-3 本ガイドラインの位置付け等 (1) (略)
(2) 本ガイドラインの位置付け 本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。 また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、 <u>委員会</u> が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライ	(2) 本ガイドラインの位置付け 本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。 また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、 <u>個人情報保護委員会</u> が定める「個人情報の保護に関する法律について

改正案	現行
<p>ン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）を遵守することを前提としている。</p>	<p>のガイドライン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）を遵守することを前提としている。</p>
<p>第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p>	<p>第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p>
<p>(1) 保護措置の概要</p>	<p>(1) 保護措置の概要</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>ア 特定個人情報の利用制限</p>	<p>ア 特定個人情報の利用制限</p>
<p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p>	<p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p>
<p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（<u>同法</u>第30条第3項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>	<p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（<u>番号法</u>第30条第3項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p>
<p>イ （略）</p>	<p>イ （略）</p>

改正案	現行
<p>ウ 特定個人情報の提供制限等</p> <p>個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（個人情報保護法第23条）。</p> <p>番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。</p> <p>さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。</p> <p>なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び 	<p>ウ 特定個人情報の提供制限等</p> <p>個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（個人情報保護法第23条）。</p> <p>番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。<u>同法第20条において同じ。</u>）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。</p> <p>さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。</p> <p>なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び

改正案	現行
<p>助言をすることができる（番号法第33条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第34条第1項）。 ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつたときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。 ・ さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 ・ 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特 	<p>助言をすることができる。<u>この場合において、行政機関等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに</u>関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第34条第1項）。 ・ 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつたときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。 ・ さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 ・ 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特

改正案	現行
<p>定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めるここと又は立入検査を行うことができる（同法第35条）。</p>	<p>定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めるここと又は立入検査を行うことができる（同法第35条）。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>第3－5～第3－7 (略)</p>	<p>第3－5～第3－7 (略)</p>
<p>第4 各論</p> <p>第4－1 特定個人情報の利用制限</p> <p>第4－1－(1) 個人番号の利用制限</p>	<p>第4 各論</p> <p>第4－1 特定個人情報の利用制限</p> <p>第4－1－(1) 個人番号の利用制限</p>
<p>要点</p> <p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>	<p>要点</p> <p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>
<p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p>	<p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁</p>

改正案	現行
<p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、<u>利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない</u>と定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的</p>	<p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する<u>必要がある</u>。</p> <p><u>* 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。</u></p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない</u>と定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的</p>

改正案	現行
<p>の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（利用目的の範囲内として利用が認められる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 〈当年以後の源泉徴収票作成事務に用いる場合〉 前年の給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、同一の雇用契約に基づいて発生する当年以後の源泉徴収票作成事務のために利用することができると解される。 * 〈退職者について再雇用契約が締結された場合〉 前の雇用契約を締結した際に給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用することができると解される。 * 〈講師との間で講演契約を再度締結した場合〉 前の講演契約を締結した際に講演料の支払に伴う報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の契約に基づく講演料の支払に伴う報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務のために利用することができると解される。 * 〈不動産の賃貸借契約を追加して締結した場合〉 	<p>の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（利用目的の範囲内として利用が認められる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 〈当年以後の源泉徴収票作成事務に用いる場合〉 前年の給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、同一の雇用契約に基づいて発生する当年以後の源泉徴収票作成事務のために利用することができると解される。 * 〈退職者について再雇用契約が締結された場合〉 前の雇用契約を締結した際に給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用することができると解される。 * 〈講師との間で講演契約を再度締結した場合〉 前の講演契約を締結した際に講演料の支払に伴う報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の契約に基づく講演料の支払に伴う報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務のために利用することができると解される。 * 〈不動産の賃貸借契約を追加して締結した場合〉

改正案	現行
<p>前の賃貸借契約を締結した際に支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために利用することができると解される。</p>	<p>前の賃貸借契約を締結した際に支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために利用することができると解される。</p>
(利用目的の変更が認められる場合)	(利用目的の変更が認められる場合)
<ul style="list-style-type: none"> * 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用することができる。 <p>事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提供を受けるに当たって、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことにより、利用目的の変更をすることなく個人番号を利用することができる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記、<u>自社のホームページ等への掲載</u>等の方法が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用することができる。 <p>事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提供を受けるに当たって、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことにより、利用目的の変更をすることなく個人番号を利用することができる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられる。</p>
b (略)	b (略)
2 (略)	2 (略)

改正案	現行
<p>第4－1－(2) (略)</p>	<p>第4－1－(2) (略)</p>
<p>第4－2 特定個人情報の安全管理措置等 第4－2－(1) 委託の取扱い</p>	<p>第4－2 特定個人情報の安全管理措置等 第4－2－(1) 委託の取扱い</p>
<p>要点 (略) (関係条文) (略)</p>	<p>要点 (略) (関係条文) (略)</p>
<p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)</p> <p>A (略)</p> <p>B 必要かつ適切な監督 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技</p>	<p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)</p> <p>A (略)</p> <p>B 必要かつ適切な監督 「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。 委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技</p>

改正案	現行
<p>術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。</p> <p><u>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求ること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</u></p> <p>(注) 「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>[2] (略)</p>	<p>術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。</p> <p>(注) 「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p> <p>[2] (略)</p>

改正案	現行
第4－2－(2) (略)	第4－2－(2) (略)
第4－3 特定個人情報の提供制限等 第4－3－(1) (略)	第4－3 特定個人情報の提供制限等 第4－3－(1) (略)
第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限	第4－3－(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限
要点 (略) (関係条文) (略)	要点 (略) (関係条文) (略)
<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人^(注)の個人番号の提供を求めてはならない。</u></p> <p>事業者が個人番号の提供を求めることとなるのは、従業員等に対し、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために個人番号の提供を求める場合等に限られる。</p> <p>* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対</p>	<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人^(注)の個人番号の提供を求めてはならない。</u></p> <p>事業者が個人番号の提供を求める事となるのは、従業員等に対し、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために個人番号の提供を求める場合等に限られる。</p> <p>* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対</p>

改正案	現行
<p>し、個人番号の提供を求めることとなる。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、個人番号の提供を求めてはならない。</p>	<p>し、個人番号の提供を求めることとなる（番号法第19条第3号に該当）。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、個人番号の提供を求めてはならない。</p>
<p>（注）番号法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、個人番号の提供を求めることができる。</p>	<p>（注）番号法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、個人番号の提供を求めることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4－3－(3) 収集・保管制限</p> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>	<p>第4－3－(3) 収集・保管制限</p> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文) (略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● (略) <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (略) <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p>

改正案	現行
<p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない</u>。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等の個人番号を保管することができる。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、従業員等の個人番号を保管することはできない。 * 雇用契約等の継続的な契約関係にある場合には、従業員等から提供を受けた個人番号を給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認められ 	<p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない</u>。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等の個人番号を保管することができる（番号法第19条第3号に該当）。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、従業員等の個人番号を保管することはできない。 * 雇用契約等の継続的な契約関係にある場合には、従業員等から提供を受けた個人番号を給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認めら

改正案	現行
<p>れることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。なお、従業員等が休職している場合には、復職が未定であっても雇用契約が継続していることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。</p> <p>土地の賃貸借契約等の継続的な契約関係にある場合も同様に、支払調書の作成事務のために継続的に個人番号を利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。</p> <p>* 扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の3により、当該申告書の提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。</p> <p>そのため、個人番号が記載された扶養控除等申告書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。</p> <p>* 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</p>	<p>れることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。なお、従業員等が休職している場合には、復職が未定であっても雇用契約が継続していることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。</p> <p>土地の賃貸借契約等の継続的な契約関係にある場合も同様に、支払調書の作成事務のために継続的に個人番号を利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。</p> <p>* 扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の3により、当該申告書の提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。</p> <p>そのため、個人番号が記載された扶養控除等申告書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。</p> <p>* 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。</p>	<p>そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。</p>
<p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。</p>	<p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照のこと。</p>
<p>第4－3－(4) (略)</p>	<p>第4－3－(4) (略)</p>
<p>第4－4～第4－7 (略)</p>	<p>第4－4～第4－7 (略)</p>
<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)</p>	<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編)</p>
<p>【目次】 (略)</p>	<p>【目次】 (略)</p>
<p>要点 (略)</p>	<p>要点 (略)</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 講すべき安全管理措置の内容</p>	<p>2 講すべき安全管理措置の内容</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>A・B (略)</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、<u>特定個人情報等の利用状況等</u>を記録する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の持ち運びの記録 →「<u>持ち運び</u>」については、<u>②E c</u>参照 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録 	<p>(略)</p> <p>A・B (略)</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用 取扱規程等に基づく運用を行うとともに、その状況を確認するため、<u>システムログ又は利用実績</u>を記録する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の持ち運びの記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

<p>【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>(略)</p> <p>c ~ e (略)</p> <p>D (略)</p> <p>E 物理的の安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム <u>(サーバ等)</u> を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。</p> <p><u>また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。</u></p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 管理区域に関する物理的安全管理措置としては、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等が考えられる。 * 入退室管理方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。 * 取扱区域に関しては、間仕切り等の設置、座席配置の工夫、 	<p>【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>(略)</p> <p>c ~ e (略)</p> <p>D (略)</p> <p>E 物理的の安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理</p> <p><u>特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）</u>を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 管理区域に関する物理的安全管理措置としては、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等が考えられる。 * 入退室管理方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。 * 取扱区域に関する物理的安全管理措置としては、壁又は間仕
---	--

改正案	現行
<p><u>のぞき込みを防止する措置等を講ずることが考えられる。</u></p> <p>b ~ d (略)</p> <p>F 技術的安全管理措置 (略)</p> <p>a アクセス制御 情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> • <u>特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システム端末等を</u>限定する。 • <u>各情報システムにおいて、アクセスすることのできる特定個人情報ファイルを</u>限定する。 • ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。 	<p>切り等の設置<u>及び</u>座席配置の工夫等が考えられる。</p> <p>b ~ d (略)</p> <p>F 技術的安全管理措置 (略)</p> <p>a アクセス制御 情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * アクセス制御を行う方法としては、次に掲げるものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> • <u>個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により</u>限定する。 • <u>特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により</u>限定する。 • ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

【中小規模事業者における対応方法】

(略)

b (略)

c 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

《手法の例示》

- * 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断することが考えられる。
- * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。
(削除)
- * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とすることが考えられる。
- * ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知することが考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

(略)

b (略)

c 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

《手法の例示》

- * 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断することが考えられる。
- * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入することが考えられる。
導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。
- * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とすることが考えられる。
- * ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知することが考えられる。

改正案	現行
d (略)	d (略)
(巻末資料) (略)	(巻末資料) (略)

改正案	現行
(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン	(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン
目次 (略)	目次 (略)
1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限	1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限
要点 (略) (関係条文) (略)	要点 (略) (関係条文) (略)
1 個人番号の原則的な取扱い (略) A (略) B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項)	1 個人番号の原則的な取扱い (略) A (略) B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項)

改正案	現行
<p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、<u>利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する<u>必要がある</u>。</p>
<p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない</u>と定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>* 前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成</p>	<p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない</u>と定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>* 前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成</p>

改正案	現行
<p>事務のために提供を受けた個人番号については、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用することができると解される。</p>	<p>事務のために提供を受けた個人番号については、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用することができると解される。</p>
<ul style="list-style-type: none"> * 金融機関が顧客から個人番号の提供を受けるに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> * 金融機関が顧客から個人番号の提供を受けるに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられる。
<p>b (略)</p>	<p>b (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>1-(2) (略)</p>	<p>1-(2) (略)</p>
<p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-(1) 委託の取扱い</p>	<p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-(1) 委託の取扱い</p>
<p>要点</p> <p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>	<p>要点</p> <p>(略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>1 委託先の監督（番号法第 11 条、個人情報保護法第 22 条）</p> <p>A （略）</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望まし</p>	<p>1 委託先の監督（番号法第 11 条、個人情報保護法第 22 条）</p> <p>A （略）</p> <p>B 必要かつ適切な監督</p> <p>「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。</p> <p>委託先の選定については、委託者は、<u>委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない</u>。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。</p> <p>委託契約の締結については、<u>契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない</u>。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。</p>

改正案	現行
<p>い。</p> <p><u>委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求ること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</u></p>	
<p>(注) 「従業者」とは、金融機関の組織内にあって直接間接に金融機関の指揮監督を受けて金融機関の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p>	<p>(注) 「従業者」とは、金融機関の組織内にあって直接間接に金融機関の指揮監督を受けて金融機関の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>2-(2) (略)</p>	<p>2-(2) (略)</p>
<p>3 特定個人情報の提供制限等</p>	<p>3 特定個人情報の提供制限等</p>
<p>3-(1) (略)</p>	<p>3-(1) (略)</p>
<p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>	<p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p>
<p>要点 (略)</p>	<p>要点 (略)</p>

改正案	現行
(関係条文) (略)	(関係条文) (略)
<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人の個人番号の提供を求めてはならない。</u></p> <p>金融機関が、金融業務に関連して個人番号の提供を求めることとなるのは、顧客に対し、支払調書作成事務等のために個人番号の提供を求める場合に限られる。</p> <p>* 金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客に対し、個人番号の提供を求ることとなる。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。</p>	<p>1 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人の個人番号の提供を求めてはならない。</u></p> <p>金融機関が、金融業務に関連して個人番号の提供を求めることとなるのは、顧客に対し、支払調書作成事務等のために個人番号の提供を求める場合に限られる。</p> <p>* 金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客に対し、個人番号の提供を求ることとなる (<u>番号法第19条第3号に該当</u>)。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3-(3) 収集・保管制限</p> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文)</p>	<p>3-(3) 収集・保管制限</p> <p>要点 (略)</p> <p>(関係条文)</p>

改正案	現行
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ● (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ● (略)
<p>A (略)</p>	<p>A (略)</p>
<p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない</u>。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。</p>	<p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない</u>。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> * 金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客の個人番号を保管することができる。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、顧客の個人番号を保管することはできない。 * 特定口座、非課税口座等、毎年取引報告書の提出が義務付けられている場合には、顧客から提供を受けた個人番号を取り扱う報告書作成事務のために翌年度以降も継続的に利用する必要があることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。 * 特定口座開設届出書は、租税特別措置法施行規則第18条の13の4第1項第3号により、当該届出書に係る特定口座につき特定口座廃止届出書等の提出があった日の属する年の翌年から5年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該特定口座開設届出書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された特定口座開設届出書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。 そのため、個人番号が記載された特定口座開設届出書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。 * 支払調書作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則 	<ul style="list-style-type: none"> * 金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客の個人番号を保管することができる（番号法第19条第3号に該当）。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、顧客の個人番号を保管することはできない。 * 特定口座、非課税口座等、毎年取引報告書の提出が義務付けられている場合には、顧客から提供を受けた個人番号を取り扱う報告書作成事務のために翌年度以降も継続的に利用する必要があることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。 * 特定口座開設届出書は、租税特別措置法施行規則第18条の13の4第1項第3号により、当該届出書に係る特定口座につき特定口座廃止届出書等の提出があった日の属する年の翌年から5年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該特定口座開設届出書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された特定口座開設届出書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。 そのため、個人番号が記載された特定口座開設届出書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。 * 支払調書作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則

改正案	現行
<p>として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</p> <p>そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。</p> <p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を参照のこと。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</p> <p>そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。</p> <p>※ 廃棄方法等の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を参照のこと。</p> <p>4～6 （略）</p>